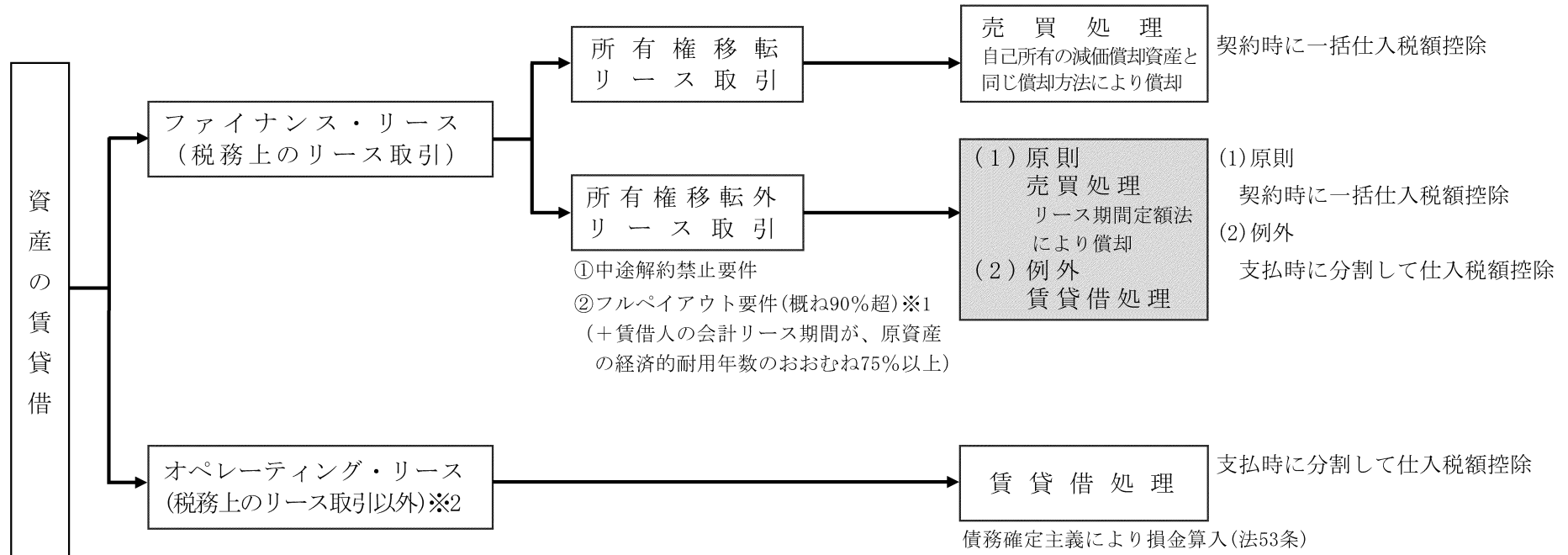


税務上の資産の賃貸借（リース）の区分

【消費税の仕入税額控除の時期】



◎ リース料の利息区分方法

- ①利息法（原則）
- ②定額法（例外）
- ③利息計算しない（例外）

※使用権資産総額に重要性が乏しい場合、原則として借手のリース料を借手のリース期間にわたって定額法により費用処理可（新指針41）

$$\frac{\text{未経過リース料期末残高}}{\text{未経過リース料期末残高} + \text{有形固定資産及び無形固定資産の期末残高}} \times 100\% < 10\%$$

◎ 重要性の乏しい少額リースに関する簡便的な取り扱い

- ①リース取引1件当たりの借手のリース料が300万円以下のリース
- ②新品時の原資産の価値がおおよそ5千米ドル以下のリース

※1 リース料総額 > 資産取得のために通常要する費用の90%

- 追加：法基通12の5-1-3 1) 現在価値基準おおむね90%以上
- 2) 経済的耐用年数基準おおむね75%以上

※2 オペレーティングリースの対象となる賃貸借取引は、中途解約禁止要件、又はフルペイアウト要件のいずれにも該当しない資産の賃貸借及びリース取引範囲から除かれる土地建物の賃貸借とされる。

◎改正後のリース期間定額法

$$\text{償却可能限度額} = \text{リース資産の取得価額} \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

（契約に残価保証相当額の定めがあっても取得価額から控除しない）

リース期間定額法の見直しに伴い、所要の経過措置が講じられた（経過リース期間定額法を選択可：要届出提出）

法人税法基本通達7-6の2-10の2 賃借人の会計リース期間をリース期間とする場合の取扱い
(令和7年6月30日発遣)

賃借人が、賃借人の会計リース期間を用いて経理を行っているリース資産に係る令第48条の2第1項第6号《減価償却資産の償却の方法》の規定又はこの節における各通達の適用に当たっては、当該賃借人の会計リース期間を同号の「リース期間」又は当該各通達の「リース期間」とする。

(注) 本文の賃借人の会計リース期間とは、賃借人が原資産(2-1-1ただし書の(2)(注)(2)《収益の計上の単位の通則》に定める原資産をいう。以下この節において同じ。)を使用する権利を有する解約不能期間(2-1-29(注)4(1)《賃貸借契約に基づく使用料等の帰属の時期》に定める解約不能期間をいう。)に次の(1)及び(2)の期間を加えた期間をリース期間としている場合の当該リース期間をいう。

- (1) 賃借人が行使することが合理的に確実であるリース(2-1-1ただし書の(2)(注)(1)に定めるリースをいう。以下この節において同じ。)の延長オプションの対象期間
- (2) 賃借人が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間

イメージ図

